

社発第 T-394 号
平成 29 年 9 月 20 日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表取締役社長 小林 英三

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、平成 29 年 9 月 21 日（申込日）以降、下記のとおり銘柄別増担保金徴収措置を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 対象銘柄

（東京証券取引所市場分）

（株）大泉製作所 株式（6618）

2. 内 容

平成 29 年 9 月 21 日（申込日）以降、上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」に係る貸借担保金率について、「30%」を「50%（うち 20%は現金に限る。）」といたします。

なお、「貸借取引顧客取引分」および「清算取次貸借取引顧客取引分」については、当該措置の対象から除きます。

3. 経過措置

上記増担保金については、平成 29 年 9 月 20 日（申込日）現在の上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」における貴社に対する融資残高を基準残高とし（9 月 21 日（申込日）以降、残高がこの基準残高を下回った場合、同残高を新基準残高とする。）、基準残高の範囲内に相当する部分に係る増担保金の差し入れ日時は、追って通知いたします。

以 上